

公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 6年 4月26日

宇治市長 松村 淳子
(担当課：契約課)

記

業務名	井川・黄檗排水機場操作管理業務委託		
業務場所	井川・黄檗排水機場		
委託期間	令和6年7月1日 ～ 令和10年6月30日 1461日間		
業務概要及び条件	主業種：排水機場操作管理 一式 ・排水機場及び樋門その他付属施設の操作、点検整備 ・操作、点検整備の記録及び報告 ・業務に必要な器具及び資材の保管 ・排水機場の施設保全 ・管理者または関係機関が行う点検整備及び検査の立会ほか		
予定価格	¥63,237,900 (税込)	最低基準価格	¥44,266,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件 実施要領に記載のとおり			
入札参加表明書の受付 提出期限 令和6年5月9日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙、参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和6年5月29日(水) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前払金	無	部分払	有(47回)
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は長期継続契約対象案件です。予定価格は4年分の合計金額です。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ (<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>) に掲載しています。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。

- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

公募型指名競争入札実施要領

井川・黄檗排水機場操作管理業務委託について、公募型指名競争入札（以下「競争入札」という。）を実施しますので、参加希望者は、以下の事項を承知の上、別添の公募型指名競争入札参加表明書及び添付書類を提出してください。

1 競争入札参加業者の資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないことのほか、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 宇治市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) この要領に定める公募型指名競争入札参加表明書（以下「参加表明書」という。）の提出期限及び入札日において、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (4) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 総排水能力3 t／秒以上の排水機場操作管理業務実績（元請、過去10年以内）を有すること。
- (6) 会社（本店・支店・営業所）から各排水機場までの所要時間が30分以内であること。

2 競争入札参加方法

- (1) 所定の参加表明書にて、公募型指名競争入札のお知らせ（以下「お知らせ」という。）に記載されている提出期限までに郵送又は直接持参すること。郵送方法は、特定記録郵便、簡易書留郵便、書留郵便又はその他到着の確認できる送付方法のいずれかを用い、お知らせで指定する期日まで（必着）に宇治市総務・市民協働部契約課へ郵送して下さい。なお、郵送料は、入札参加希望者の負担とします。料金不足のものは受け取りません。配達日指定を用いることを推奨します。
- (2) 参加表明書には、指定された書類を添付すること。

3 競争入札参加者の選定

3 競争入札参加者の選定

- (1) 参加表明書を提出した者の中から、参加表明書及び添付書類を審査し、本件の競争入札参加者の資格要件に合致する者を選定し指名する。
- (2) 競争入札参加者として指名された者には、令和6年5月16日（木）にファックス等で連絡するので、入札通知書等を受け取りに来ること。
- (3) 選定されなかった者には、その旨をファックス等により連絡する。非選定理由の説明を求める者には、理由を説明する。非選定理由の詳細内容について説明を求めようとする者は、当該通知日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、説明を求める内容を記載した書面を、宇治市総務・市民協働部契約課に提出しなければならない。その回答は、当該書面の提出日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

4 仕様書等に関する質疑

(1) 質疑の受付場所及び期間

- ① 受付場所 宇治市総務・市民協働部契約課
- ② 受付期間 令和6年4月26日（金）から
令和6年5月16日（木）まで
午前8時30分から午後5時まで
（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 質疑は文書によるものとし、質問の要旨を簡単にまとめて箇条書きにすること。なお、持参を原則とするがファックスによる送付は認める。その場合は、必ず電話にて到着の確認をすること。
- (3) 質疑に対する回答は、令和6年5月20日（月）午後1時以降、宇治市総務・市民協働部契約課にて回答書を配布する。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 お知らせに記載のとおり
- (2) 場所 お知らせに記載のとおり
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

6 入札方法等

- (1) 入札書については「宇治市郵便入札の応募案内」を参照し、郵送又は持参のいずれかの方法により、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）までに提出すること。
- (2) 入札執行回数は、原則として1回を限度とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金は、免除する。

8 入札の無効

- (1) 本要領に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札。なお、指名された者であっても、入札時点において本要領に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札は無効とする。
- (2) その他の事項は、宇治市物品等競争入札心得による。

9 予定価格

お知らせに記載のとおり

10 最低制限価格

本案件については、ランダム係数を用いた最低制限価格を適用する。算出方法は以下のとおりである。

- (1) 予定価格に0.7を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)を最低基準価格とする。
- (2) 最低基準価格にランダム係数(電子計算機等により1.0000から1.0099の範囲内で無作為に抽出される係数)を乗じて得た額(10円未満の端数は切り捨てる。)を本案件の最低制限価格とする。

11 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格を上回る額のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12 支払条件

前払は行わない。部分払いについては契約金額を48回の割合で比例案分し、相当額を毎月の業務完了後に請求に応じて支払うものとする。なお、端数については、最終支払い時に調整するものとする。なお、契約日から令和6年6月30日までについては、準備期間のため支払いは行わない。

13 消費税の扱い

お知らせに記載のとおり。

なお、本件における消費税及び地方消費税の税率は、10%を適用するので注意すること。

14 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市業務委託契約約款、宇治市物品等競争入札心得は、宇治市総務・市民協働部契約課にて閲覧することができる。

15 その他

- (1) 契約等の手続きにおいて仕様する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札参加者は、宇治市物品等競争入札心得を熟読し、遵守すること。
- (3) 参加表明書及び添付資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- (4) 本件の入札に関する意志決定をするものが同一人の場合は、入札に参加できないので注意すること。
- (5) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
- (6) 参加表明書及び添付書類の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された参加表明書は返却しない。
- (8) 提出期限以降における参加表明書及び添付書類の修正及び追加は認めない。
- (9) 1から15までに定めるもののほか、宇治市財務規則及び宇治市物品等競争入札心得の定めるところによる。なお、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問い合わせ先	宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号	611-8501
所在地	京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所庁舎本館 3階
電話番号	0774-20-8716
FAX番号	0774-20-8778

井川排水機場操作管理業務委託仕様書

(総則)

第1条 本仕様書は、井川排水機場（以下「排水機場」という。）における操作管理業務の適正な実施について、必要な事項を定める。

(業務委託の目的)

第2条 本業務は、宇治排水区の内水排除を行うため、排水機場の適正な操作及び管理を円滑に行い、災害の発生を防止することを目的とする。

(業務内容)

第3条 本業務の主な内容は下記のとおりとする。

- (1) 排水機場及び樋門、その他付属施設の操作、点検整備
- (2) 操作、点検整備の記録及び報告
- (3) 業務に必要な器具及び資材等の保管
- (4) 排水機場の施設保全
- (5) 施設管理者又は関係機関が行う点検整備及び検査の立会い
- (6) 施設管理者又は関係機関が行う操作管理に必要な技術指導、講習会への参加
- (7) ポンプ棟及び管理棟の管理・清掃
- (8) 排水機場管理区域の除草
- (9) 管理棟に併設した会議室の管理
- (10) 里尻ゲート及び分水施設の開閉操作及び点検整備

(準拠規則)

第4条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、下記に示す法令、基準等に準じて業務を行うこと。

- (1) 労働基準法、労働安全衛生法等の労働法同施行令
- (2) 河川ポンプ設備点検・整備標準要領（案）（国土交通省）
- (3) 機械設備点検・整備共通仕様書（国土交通省）
- (4) 井川排水樋門及び井川排水機場他操作規則及び排水機等点検整備要領

(施設の概要)

第5条 本業務を行う施設の概要は、別紙（井川排水機場施設概要）のとおりとする。

(委託期間)

第6条 本業務の委託期間は、令和6年7月1日から令和10年6月30日までとする。

(業務の引継ぎ及び実施)

第7条 受注者は、契約締結日から令和6年6月30日までは施設引継ぎ等の準備期間とし、令和6年7月1日からの業務が滞りなく行われるようにすること。

引継ぎにあたっては、関係者双方誠意をもって対応するものとする。

なお、施設引継ぎ等の準備期間に係る費用は受注者の負担とする。

- 2 事故又は故障が生じた場合は、すみやかに宇治市担当職員（以下「担当職員」という。）に報告し、その指示を受けること。
- 3 施設保全是、排水機場全般の清掃、し渣の保管、巡視等を行い、盗難及び災害等の予防については十分注意するとともに、特に火災については万全を期すこと。
- 4 遠方監視システムは、誤作動防止のため、毎年4月1日に再起動を行い、担当職員に報告すること。

(組織構成)

第8条 本業務において、業務担当責任者1名及び運転操作員3名以上を従事させること。

なお、業務担当責任者は黄檗排水機場との兼務を可能とするが、運転操作員はその限りではない。

(業務担当責任者の職務)

第9条 業務担当責任者の職務は、下記のとおりとする。

- (1) 本業務の最高責任者として、運転操作員の指導監督を適切に行うこと。
- (2) 発注者との連絡を密にし、指示事項の遂行に勤めること。
- (3) 契約書、本仕様書及び現場業務内容を十分に把握し、管理業務を適正、円滑に遂行すること。
- (4) 報告書の提出等総括的な業務を行うこと。

- (5) 故障異常事態並びに緊急事態が発生したとき、又は、発生する恐れがある場合には、適切な処理を講じるとともに、すみやかに発注者に連絡し、指示を受けること。

(業務計画書)

第10条 受注者は、本業務委託契約締結後、業務開始日までに業務計画書を発注者に提出しなければならない。

2 業務計画書には、下記の内容等を記載すること。

- (1) 業務概要
- (2) 管理方針
- (3) 管理体制表
- (4) 安全管理
- (5) 緊急時の体制及び対応
- (6) 運転操作員届
- (7) その他

(報告書)

第11条 受注者は、下記の報告書等の整理を1ヶ月毎に行い、翌月の7日までに発注者に提出しなければならない。

- (1) 操作管理日報
 - (2) 井川排水機場操作記録簿（点検時の運転記録も含む）
 - (3) 井川排水機場機械器具点検表
 - (4) 運転操作員出勤簿
 - (5) その他必要な書類
- 2 受注者は、発注者より要請があった場合、操作管理日報等をすみやかに提出しなければならない。
- 3 報告書で用いたデータは、各年度末に月ごとにまとめた状態で電子データとして提出すること。なお、電子データの標準形式は、Microsoft Word 及び Excel とするが、操作管理日報については、PDFデータも可能とする。

(運転操作員の勤務体制)

第12条 本業務の運転操作員の勤務体制は、次のとおりとする。

全日昼夜2交替制各1名勤務を原則とする。

(1) 昼間勤務：8：30～17：30（内、昼休憩1時間）

なお、勤務時間帯内には前後30分の夜間勤務者との引き継ぎを見込んでい
る。

(2) 夜間勤務：17：00～翌9：00（内、22：00～翌6：00の間に仮
眠（休憩）6時間）

なお、勤務時間帯内には前後30分の昼間勤務者との引き継ぎを見込んでい
る。

(緊急時の配備体制)

第13条 風水害時（警報・特別警報の発令、台風、局地的豪雨等）において、排水機場の
状況に応じて増員配備の必要が生じた場合、すみやかに行うとともに、発注者に
報告すること。

2 発注者から非常時の呼出しや緊急配備の要請には、すみやかにその指示に従わな
ければならない。

3 受注者は、発注者より排水機場への要請があった場合、その要請より30分以内
に対応可能なように、配備態勢を整えておくものとする。

(賠償責任保険の加入)

第14条 受注者は、業務遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償
について、「請負業者賠償責任保険」に加入すること。また、保険証書等の加入が
確認できる書面の写しを業務着手日までに発注者に提出しなければならない。な
お、保険金額・保険内容は、業務の内容等により受注者が定めるものとする。

(委託料)

第15条 本業務の委託料は、次のとおりとする

(1) 昼間勤務（8:30～17:30）1人1日当たりの基本日額は、基準日額（8時間勤
務）により算定する。

- (2) 夜間勤務（17:00～翌9:00）1人1日当たりの基本日額は、所定労働時間（8時間）内は基準日額とする。また、勤務時間帯の内、深夜部分（22:00～翌5:00）にかかる時間帯については2時間分の深夜割増し（基準日額×1/8×2h+基準日額×1/8×2h×割増対象賃金比×0.25）を加算する。
- (3) 深夜以外の時間帯（5:00～22:00）で所定労働時間（8時間）を超えた時間帯の1時間当たりの時間外割増しは、基準日額×1/8×割増対象賃金比×1.25で算定する。

（支払方法）

第16条 本業務の支払方法は、次のとおりとする。

- (1) 契約金額を48回の割合で比例案分し、相当額を毎月の業務完了後に請求に応じて支払うものとする。なお、端数については、最終支払い時に調整するものとする。
- (2) 緊急時及び警戒態勢時に要した費用については、前条で定める委託料の算定式により1人1時間当たりの契約単価を、上記（1）の金額に合算し支払うものとする。

（負担経費）

第17条 業務上必要とする受注者の経費の負担は、次のとおりとする。下記により難い場合は、別途協議する。

- (1) 安全管理器具類
- (2) 事務器具、事務用品
- (3) 掃除用具（除草用具含む）
- (4) 衛生用品
- (5) 寝具類
- (6) その他日用品

（疑義事項等）

第18条 本仕様書に定める事項についての疑義及び業務遂行にあたり、不明瞭な事項及び本仕様書で明記されていない事項については、協議の上、定めるものとする。

<別紙> 井川排水機場施設概要

○ 施設の概要

井川排水機場は、宇治市宇治里尻地先に位置し、放流先を一級河川淀川（宇治川）とする宇治排水区の内水排除を目的に建設され、昭和44年から供用開始された雨水ポンプ場である。また、里尻ゲートは井川用水をかんがい地区へ送水するために設置された施設であり、井川排水機場で操作を行う。流下ルートは、大きく井川用水機場から井川用水を経て里尻ゲート、里尻ゲートから分水施設へ至り、分水施設から井川排水機場と分けられる。

○ 井川排水機場諸元

所在地	宇治市宇治里尻 地先
放流先	一級河川 淀川（宇治川）
樋 門	井川排水機場（手動式鋼製丸形ゲートφ1200mm）
放流渠	φ1200mm
ポンプ設備	1号ポンプ（斜流コラム式水中モータポンプ） φ800mm×74m ³ /分×6.3m×120kW 2号ポンプ（斜流コラム式水中モータポンプ） φ800mm×74m ³ /分×5.6m×100kW 管理用ポンプ（水中汚水汚物ポンプ） φ80mm×0.6m ³ /分×12m×3.7kW
除塵設備	一式
沈砂池設備	一式
ゲート設備	一式
流入渠	φ1350mm
自家発電設備	一式
里尻ゲート	電動式スライドゲート 1700×950mm
ポンプ棟	R C 造 地上2階
管理棟	S 造 地上2階建 会議室併設（1階の一部 28m ² ）

井川排水樋門及び井川排水機場他操作規則

目 次

第1章 総 則	(第1条～第4条)
第2章 警戒体制	(第5条～第7条)
第3章 樋門及び排水機場他の操作方法等	(第8条～第12条)
第4章 雑 則	(第13条～第17条)
附 則	

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第1条 井川排水機場樋門（以下、「樋門」という。）、井川排水機場（以下、機場という。）及び里尻ゲートの操作については、本操作規則に定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 樋門、機場及び里尻ゲートの操作は、宇治排水区における内水を一級河川淀川（宇治川）（以下、「宇治川」という。）に排除することを目的とする。

(定義)

第3条 本操作規則における「機側操作」とは、樋門に連動した機場内の操作盤において、水位計で計測された設定水位に基づく自動運転による操作または里尻ゲートの手動操作をいう。

(操作の基本方針)

第4条 樋門、機場及び里尻ゲートの操作は第8条から第12条に定める機側操作を主たる操作方法とする。

第 2 章 警戒体制

(警戒体制の実施)

第5条 宇治市長（以下、「管理者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、警戒体制をとらなければならない。

- (1) 京都地方気象台から京都府南部を対象とする大雨または洪水に関する警報が発令され、被害の発生するおそれのあるとき。
- (2) その他洪水により樋門から逆流による被害が発生するおそれがあるとき。

(警戒体制における措置)

第6条 管理者は、警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において機場等を適切に管理できる要員を確保すること。
- (2) 樋門、機場及び里尻ゲート並びに樋門、機場及び里尻ゲートを操作するために必要な設備、機械器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 機場の運転状況を監視すること。
- (4) 樋門、機場及び里尻ゲートの管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (5) 第8条の操作を行っている場合において、堤防、背後地の状況、水防活動の状況等（以下、「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている要員（以下、「機側操作員」という。）に退避を指示すること。
- (6) 緊急を要する場合には機側操作員が管理者の指示以前に退避できるものとし、退避後速やかに退避場所及び退避時の操作状況の報告をさせること。
- (7) その他樋門、機場及び里尻ゲートの管理上の必要な措置をとること。

（警戒体制の解除）

第7条 管理者は、洪水が終わったとき、または洪水に至ることなく、洪水の発生するおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

第 3 章 樋門及び排水機場他の操作方法等

（洪水時及び平水時における操作の方法）

第8条 管理者は、井川排水機場のポンプ井水位（以下、「内水位」という。）がTP+13.920（OP+15.220）メートルに達するおそれのあるときは、次の各号により機場等の操作するものとする。

- (1) 内水位が、TP+13.920（OP+15.220）メートルに達し、さらに上昇することが予想されるときは、機場のポンプを運転すること。
- (2) 同条第1号の場合において、機場のポンプを運転している場合において、宇治川水位がTP+16.593（OP+17.893）メートルを超え、さらに上昇することが予想されるときは、機場のポンプを停止し、樋門のゲートを全閉とすること。
- (3) 同条第1号において、機場のポンプを運転している場合において、内水位がTP+12.080（OP+13.380）メートル以下となったときは、機場のポンプを停止すること。
- (4) 降雨が予想されるときは、同条第2号の規定内で手動により水位上昇を確認しつつ、先行排水等を行い、災害の発生防止に努めること。
- (5) 前各号に依らず、常時雑排水が滞留するため、悪臭等の対策から降雨がなくとも数日に1回程度排水を行うこと。

(操作方法の特例)

第9条 管理者は、事故その他やむを得ない事情があるときは、第8条に規定する方法以外の方法により機場等を操作することができる。

- 2 放流ゲートは、管理者の指示により操作するとき以外は常に全開しておくものとする。
- 3 流入ゲート及び流出ゲートは、次に掲げる場合を除き常に全開しておくものとする。
 - (1) 機場の施設及び機器等の点検整備・修繕等を行うとき。
 - (2) 沈砂池の排泥の処理を行うとき。
 - (3) その他指示のあるとき。

(里尻ゲートの操作の方法)

第10条 管理者は、里尻ゲートは常に全開しておくこと。ただし、次の各号に該当するときは、開閉操作を行うこととする。

- (1) 灌漑用水の利用を行う際は、里尻ゲートを全閉する。
- (2) 前項において里尻ゲートを全閉しているときに大雨等の気象状況となった場合、里尻ゲートを全開すること。
- (3) その他指示のあるとき

(通知及び周知)

第11条 管理者は、樋門及び機場を操作することまたは操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

- 2 管理者は、樋門及び機場を操作することまたは操作しないことにより、堤内地側に影響が生ずる恐れがあると認められるときは、あらかじめ一般に周知するものとする。

(操作等に関する記録)

第12条 管理者は、樋門、機場及び里尻ゲートの操作を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録し、これを保存するものとする。

- (1) 樋門、機場及び里尻ゲートの操作の開始および終了の年月日、時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作した樋門、機場のゲート及び里尻ゲートの名称及び開度
- (4) 操作の際または操作しない際に行った通知及び周知の状況
- (5) 第9条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

第 4 章 雑 則

(点検その他の維持)

第 1 3 条 管理者は、樋門、機場及び里尻ゲート进行操作するための機械、器具等については、年 1 回以上別に定めるところにより点検その他の維持を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第 1 4 条 管理者は、樋門、機場及び里尻ゲートの水位その他の操作をするために必要な事項は、遠隔監視システム等で観測するものとする。

(訓練)

第 1 5 条 管理者は、樋門、機場及び里尻ゲートの操作の机上または実地における訓練を、年 1 回以上行うものとする。

2 前項の訓練は、現場で操作する者が参加したものでなければならない。

3 第 1 項の訓練により、洪水による樋管への逆流の防止または操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認められる場合は、本操作規則を変更するものとする。

(記録の作成と保存)

第 1 6 条 管理者は、樋門、機場及び里尻ゲートの操作に関する事項については、記録を作成し、保存するものとする。

(その他)

第 1 7 条 本操作規則に定めるもののほか、樋門、機場及び里尻ゲートの操作に関し必要な事項は、管理者の定めることによる。

附 則

本操作規則は、令和 5 年 1 2 月 1 日から施行する。

井川排水機場排水機等点検整備要領

(目的)

第1条 この要領は、排水機場等の持つ機能を十分発揮できるよう、排水機等を操作するため必要な機械器具等について、点検整備を行うことを目的とする。

(点検整備)

第2条 点検整備は、月1回以上行うものとする。

(点検内容)

第3条 点検整備内容は、次に掲げるものとする。

1. 流入ゲート

- ① 開閉状況 ② 水密状態 ③ 塗装状況 ④ 戸当たり状況 ⑤ 給油脂
- ⑥ 巻上装置 ⑦ 操作装置

2. 流出ゲート

- ① 開閉状況 ② 水密状態 ③ 塗装状況 ④ 戸当たり状況 ⑤ 給油脂
- ⑥ 巻上装置 ⑦ 操作装置

3. 自家発電機（重油機関）

- ① 運転状況 ② 燃料系統 ③ 潤滑油系統 ④ 吸排気系統 ⑤ 冷却系統
- ⑥ 始動系統 ⑦ 操作系統

4. 主排水ポンプ

- ① 運転状況

5. 管理用ポンプ

- ① 運転状況

6. スクリーン

- ① 除塵機運転状況 ② し渣搬出機運転状況 ③ し渣等集積状況

7. 里尻ゲート

- ① 開閉状況 ② 水密状態 ③ 塗装状況 ④ 戸当たり状況 ⑤ 給油脂
- ⑥ 巻上装置 ⑦ 操作装置

8. 井川排水機場樋門

- ① 開閉状況 ② 水密状態 ③ 塗装状況 ④ 戸当たり状況 ⑤ 給油脂
- ⑥ 巻上装置 ⑦ 操作装置 ⑧ 施錠状況

9. 補機類その他

- ① 燃料給油装置 ② 吐出弁稼働状況 ③ コンテナ吊上機 ④ 排泥用吊上機
- ⑤ 雨量計 ⑥ 工具類 ⑦ 自家発電燃料残量

10. 付属設備

- ① 樋門管理橋の状況 ② 階段等の状況 ③ 遠方監視機器の状況
- ④ ポンプ棟の状況 ⑤ 管理棟の状況 ⑥ 入口ゲート ⑦ 外周の状況

11. その他必要な個所の点検整備

(報告)

第4条 点検整備を行った結果、施設に異常が認められたもの又は修繕を要するものについては、直ちに宇治市長（以下、「管理者」という。）に報告するものとする。

(点検整備の記録)

第5条 点検整備を行った時は、井川排水機場機械器具点検表にその結果を記載し、管理者に報告するものとする。

(記録の保存)

第6条 管理者は、点検整備の記録を整備し、これを保存するものとする。

(雑則)

第7条 管理者は、この要領を施行するため必要がある事項は、管理者が定める。

井川排水機場機械器具点検表

点検年月日 令和 年 月 日 点検者氏名 印

記入印 ○ : 異常なし × : 不良不調 A : 調整修理

1. 流入ゲート

点検内容	号機	
	No.1	No.2
開閉状況		
水密状態		
塗装状況		
戸当たり状況		
給油脂		
巻上装置		
操作装置		

2. 流出ゲート

点検内容	号機	
	No.1	No.2
開閉状況		
水密状態		
塗装状況		
戸当たり状況		
給油脂		
巻上装置		
操作装置		

3. 自家発電機

点検内容	
運転状況	
燃料系統	
潤滑油系統	
吸排気系統	
冷却系統	
始動系統	
操作系統	

4. 主排水ポンプ

点検内容	号機	
	No.1	No.2
運転状況		

5. 管理用ポンプ

点検内容	
運転状況	

6. スクリーン

点検内容	号機	
	No.1	No.2
除塵機運転状況		
し渣搬出機運転状況		
し渣等集積状況		

7. 里尻ゲート

点検内容	号機	
	No.1	No.2
開閉状況		
水密状態		
塗装状況		
戸当たり状況		
給油脂		
巻上装置		
操作装置		

8. 井川排水機場樋門

点検内容	
開閉状況	
水密状態	
塗装状況	
戸当たり状況	
給油脂	
巻上装置	
操作装置	
施錠状況	

9. 補機類その他

点検内容	
燃料給油装置	
吐出弁稼働状況	
コンテナ吊上機	
排泥用吊上機	
雨量計	
工具類	
自家発電燃料残	0

10. 付属設備

点検内容	
樋門管理橋の状況	
階段等の状況	
遠方監視機器の状況	
ポンプ棟の状況	
管理棟の状況	
入口ゲート	
外周の状況	

特記事項(不良不調状況、修繕状況等)

黄檗排水機場操作管理業務委託仕様書

(総則)

第1条 本仕様書は、黄檗排水機場（以下「排水機場」という。）における操作管理業務の適正な実施について、必要な事項を定める。

(業務委託の目的)

第2条 本業務は、黄檗排水区の内水排除及び一級河川淀川（宇治川）洪水の逆流防止を行うため、排水機場の適正な操作及び管理を円滑に行い、災害の発生を防止することを目的とする。

(業務内容)

第3条 本業務の主な内容は下記のとおりとする。

- (1) 排水機場及び樋門、その他付属施設の操作、点検整備。
- (2) 操作、点検整備の記録及び報告。
- (3) 業務に必要な器具及び資材等の保管。
- (4) 排水機場の施設保全。
- (5) 施設管理者又は関係機関が行う点検整備及び検査の立会い。
- (6) 施設管理者又は関係機関が行う操作管理に必要な技術指導、講習会への参加。
- (7) ポンプ棟の管理・清掃。

なお、別委託により排水機場内において機械設備及び電気設備の保守点検が実施されているが、本業務においては緊急時に受注者が実際に操作する観点から各設備の不具合の有無についての点検、整備を行うこと。

(準拠規則)

第4条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、下記に示す法令、基準等に準じて業務を行うこと。

- (1) 労働基準法、労働安全衛生法等の労働法同施行令
- (2) 河川ポンプ設備点検・整備標準要領（案）（国土交通省）
- (3) 機械設備点検・整備共通仕様書（国土交通省）

(4) 大八木島排水樋門及び黄檗排水機場操作規則、排水機場等点検整備要領

(施設の概要)

第5条 本業務を行う施設の概要は、別紙（黄檗排水機場施設概要）のとおりとする。

(委託期間)

第6条 本業務の委託期間は、令和6年7月1日から令和10年6月30日までとする。

(業務の引継ぎ及び実施)

第7条 受注者は、契約締結日から令和6年6月30日までは施設引継ぎ等の準備期間とし、令和6年7月1日からの業務が滞りなく行われるようにすること。

引継ぎにあたっては、関係者双方誠意をもって対応するものとする。

なお、施設引継ぎ等の準備期間に係る費用は受注者の負担とする。

- 2 事故又は故障が生じた場合は、すみやかに宇治市担当職員（以下、「担当職員」という）に報告し、その指示を受けること。
- 3 施設保全是、排水機場全般の清掃、巡視等を行い、盗難及び災害等の予防については十分注意するとともに、特に火災については万全を期すこと。

(組織構成)

第8条 本業務において、業務担当責任者1名及び運転操作員2名以上を従事させること。

なお、業務担当責任者は井川排水機場との兼務を可能とするが、運転操作員はその限りではない。

(業務担当責任者の職務)

第9条 業務担当責任者の職務は、下記のとおりとする。

- (1) 本業務の最高責任者として、運転操作員の指導監督を適切に行うこと。
- (2) 発注者との連絡を密にし、指示事項の遂行に勤めること。
- (3) 契約書、本仕様書及び現場業務内容を十分に把握し、管理業務を適正、円滑に遂行すること。
- (4) 報告書の提出等総括的な業務を行うこと。

- (5) 故障異常事態並びに緊急事態が発生したとき、又は、発生する恐れがある場合には、適切な処理を講じるとともに、すみやかに発注者に連絡し、指示を受けること。

(業務計画書)

第10条 受注者は、本業務委託契約締結後、業務開始日までに業務計画書を発注者に提出しなければならない。

2 業務計画書には、下記の内容等を記載すること。

- (1) 業務概要
- (2) 管理方針
- (3) 管理体制表
- (4) 安全管理
- (5) 緊急時の体制及び対応
- (6) 運転操作員届
- (7) その他

(報告書)

第11条 受注者は、下記の報告書等の整理を1ヶ月毎に行い、翌月の7日までに発注者に提出しなければならない。

- (1) 操作管理月報
 - (2) 黄檗排水機場操作記録簿（点検時の運転記録も含む）
 - (3) 黄檗排水機場機械器具点検表
 - (4) 運転操作員出勤簿
 - (5) その他必要な書類
- 2 受注者は、発注者より要請があった場合、操作記録等をすみやかに提出しなければならない。
- 3 報告書で用いたデータは、各年度末に月ごとにまとめた状態で電子データとして提出すること。なお、電子データの標準形式は、Microsoft Word 及び Excel とする。

(運転操作員の勤務体制)

第12条 月1回(年間12回)の管理運転及び点検整備を行うこととする。なお、点検整備にかかる時間は、8:30~17:30(内、昼休憩1時間)とする。

- 2 発注者が、排水機場の操作が必要と認めたとき、もしくは随時操作の体制が必要と認めたときは、発注者の指示に従い操作又は排水機場にて待機するものとし、運転操作員の勤務体制は、井川排水機場の体制(2交替制)を準用する。

(緊急時の配備体制)

第13条 風水害時(警報・特別警報の発令、台風、局地的豪雨等)において、排水機場の状況に応じて増員配備の必要が生じた場合、すみやかに行うこと。

- 2 発注者から非常時の呼出しや緊急配備の要請には、すみやかにその指示に従わなければならない。
- 3 受注者は、発注者より排水機場への出動要請があった場合、その要請より30分以内に対応可能なように、配備態勢を整えておくものとする。

(賠償責任保険の加入)

第14条 受注者は、業務遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」に加入すること。また、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを業務着手日までに発注者に提出しなければならない。なお、保険金額・保険内容は、業務の内容等により受注者が定めるものとする。

(委託料)

第15条 本業務の委託料は、次のとおりとする

- (1) 昼間勤務(8:30~17:30) 1人1日当たりの基本日額は、基準日額(8時間勤務)により算定する。

なお、排水機場の運転操作が必要となった場合の勤務時間帯内には前後30分の夜間勤務者との引き継ぎを見込んでいる。

- (2) 夜間勤務(17:00~翌9:00) 1人1日当たりの基本日額は、所定労働時間(8時間)内は基準日額とする。また、勤務時間帯の内、深夜部分(22:00~翌5:00)にかかる時間帯については2時間分の深夜割増し(基準日額×1/8×2h+基準

日額×1/8×2h×割増対象賃金比×0.25) を加算する。

なお、勤務時間帯内には 22:00～翌 6:00 の間に 6 時間の仮眠（休憩）及び前後 30 分の昼間勤務者との引き継ぎを見込んでいる。

- (3) 深夜以外の時間帯（5:00～22:00）で所定労働時間（8 時間）を超えた時間帯の 1 時間当たりの時間外割増は、基準日額×1/8×割増対象賃金比×1.25 で算定する。

（支払方法）

第16条 本業務の支払方法は、次のとおりとする。

- (1) 契約金額を 48 回の割合で比例案分し、相当額を毎月の業務完了後に請求に応じて支払うものとする。なお、端数については、最終支払い時に調整するものとする。
- (2) 緊急時及び警戒態勢時に要した費用については、前条で定める委託料の算定式により 1 人 1 時間当たりの契約単価を、上記（1）の金額に合算し支払うものとする。

（負担経費）

第17条 業務上必要とする受注者の経費の負担は、次のとおりとする。下記により難い場合は、別途協議する。

- (1) 安全管理器具類
- (2) 事務器具、事務用品
- (3) 掃除用具（除草用具含む）
- (4) 衛生用品
- (5) 寝具類
- (6) その他日用品

（疑義事項等）

第18条 この仕様書に定める事項についての疑義及び業務遂行にあたり、不明瞭な事項及び本仕様書で明記されていない事項については、協議の上、定めるものとする。

<別紙> 黄檗排水機場施設概要

○ 施設の概要

黄檗排水機場は、宇治市五ヶ庄大八木島地先に位置し、放流先を一級河川淀川（宇治川）とする黄檗排水区の内水排除及び宇治川本線洪水の逆流防止を目的に建設され、平成16年から供用開始された雨水ポンプ場である。

○ 黄檗排水機場諸元

所在地	宇治市五ヶ庄大八木島 地先
放流先	一級河川 淀川（宇治川）
樋 門	大八木島排水樋門（電動式鋼製ローラーゲート□3000×3000mm）
放流渠	□3000×3000mm
ポンプ設備	1号ポンプ（立軸斜流ポンプ） φ1000mm×120m ³ /分×5.1m×155kW 2号ポンプ（立軸斜流ポンプ） φ1000mm×120m ³ /分×5.1m×155kW 3号ポンプ（着脱式水中渦巻斜流ポンプ） φ500mm×30m ³ /分×8.2m×75kW
ディーゼル エンジン	1号機 出力 155kW 2号機 出力 155kW
除塵設備	一式
沈砂池設備	一式
ゲート設備	一式
自家発電設備	一式
流入渠	□1550×1550mm
ポンプ棟	RC造 地上3階建 地下1階

大八木島排水樋門及び黄檗排水機場操作規則

目次

第1章 総則	(第1条～第4条)
第2章 警戒体制	(第5条～第7条)
第3章 樋門及び排水機場の操作方法等	(第8条～第12条)
第4章 雑則	(第13条～第17条)
附則	

第1章 総則

(趣旨)

第1条 大八木島排水樋門（以下「樋門」という。）及び黄檗排水機場（以下「機場」という。）の操作については、本操作規則に定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 樋門及び機場の操作は、宇治市公共下水道の黄檗排水区における内水排除及び一級河川淀川（宇治川）（以下「宇治川」という。）洪水の逆流防止を目的とする。

(定義)

第3条 本操作規則における「機側操作」とは、樋門に連動した機場内の操作盤において、水位計で計測された設定水位に基づく自動運転による操作をいう。

(操作の基本方針)

第4条 樋門及び機場の操作は第8条から第12条に定める機側操作を主たる操作方法とする。

第2章 警戒体制

(警戒体制の実施)

第5条 宇治市長（以下「管理者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、警戒体制をとらなければならない。

- (1) 京都地方気象台から京都府南部を対象とする大雨または洪水に関する警報が発令され、被害が発生するおそれのあるとき。
- (2) その他洪水により樋門から逆流による被害が発生するおそれがあるとき。

(警戒体制における措置)

第6条 管理者は、警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において機場等を適切に管理できる要員を確保すること。

- (2) 樋門及び機場並びに樋門及び機場を操作するために必要な設備、機械器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 機場の運転状況を監視すること。
- (4) 樋門及び機場の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (5) 第8条の操作を行っている場合において、堤防、背後地の状況、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている要員（以下「機側操作員」という。）に退避を指示すること。
- (6) 緊急を要する場合には機側操作員が管理者の指示以前に退避できるものとし、退避後速やかに退避場所及び退避時の操作状況の報告をさせること。
- (7) その他樋門及び機場の管理上の必要な措置をとること。

（警戒体制の解除）

第7条 管理者は、洪水が終わったとき、または洪水に至ることなく、洪水が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

第 3 章 樋門及び排水機場の操作方法等

（洪水時の操作方法）

第8条 管理者は、樋門の直下流宇治川の水位（以下「宇治川水位」という。）が TP+12.147（OP+13.500）メートルに達するおそれのあるときは、次の各号により機場等を操作するものとする。

- (1) 宇治川水位が TP+12.147（OP+13.500）メートルに達するまでは、合流会所ゲートを全開し、中間流入会所ゲートを全閉すること。
- (2) 宇治川水位が TP+12.147（OP+13.500）メートルに達し、黄檗排水区の宇治川への自然流下による内水排除が不可能となったときは、中間流入会所ゲートを全開し、合流会所ゲートを全閉する。
- (3) 同条第2号の場合において、機場内水位が TP+10.240（OP+11.593）メートルを超え、さらに上昇することが予想されるときは、機場のポンプを運転すること。
- (4) 同条第2号の場合において、機場のポンプを運転している場合において、宇治川水位が TP+16.179（OP+17.532）メートルを超え、さらに上昇することが予想されるときは、機場のポンプを停止し、樋門のゲートを全閉とすること。
- (5) 同条第3号により機場のポンプを運転している場合において、機場内水位が TP+9.200（OP+10.553）メートル以下、または宇治川水位が TP+12.147（OP+13.500）メートル以下となったときは、機場のポンプを停止すること。

(6) 合流会所ゲートを全閉し、かつ、機場のポンプを停止している場合において、宇治川水位が TP+12.147 (OP+13.500) メートル以下となり、黄檗排水区の内水の自然流下が可能となったときは、中間流入ゲートを全閉し、合流会所ゲートを全開すること。

(7) 同条第5号の場合において、再び宇治川水位が TP+12.147 (OP+13.500) メートル以上となる時点では、前各号により操作すること。

(平水時における操作方法)

第9条 管理者は、平水時（自然流下による内水排除が可能であるとき）は、合流会所ゲートを全開し、中間流入ゲートを全閉しておくこと。

(操作方法の特例)

第10条 管理者は、事故その他止むを得ない事情があるときは、第8条、第9条に規定する方法以外の方法により樋門及び機場を操作することができる。

(通知及び周知)

第11条 管理者は、樋門及び機場を操作することまたは操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 管理者は、樋門及び機場を操作することまたは操作しないことにより、堤内地側に影響が生ずるおそれがあると認められるときは、あらかじめ一般に周知するものとする。

(操作等に関する記録)

第12条 管理者は、樋門及び機場の操作を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録し、これを保存するものとする。

- (1) 樋門及び機場等の操作の開始および終了の年月日、時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作した樋門及び機場のゲートの名称及び開度
- (4) 操作の際または操作しない際に行った通知及び周知の状況
- (5) 第10条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

第 4 章 雑 則

(点検その他の維持)

第13条 管理者は、樋門及び機場を操作するための機械、器具等については、年1回以上別に定めるところにより点検その他の維持を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第14条 管理者は、樋門及び機場の水位その他樋門及び機場の操作をするために必要な事項を観測するものとする。

(訓練)

第15条 管理者は、樋門及び機場の操作の机上または実地における訓練を、年1回以上行うものとする。

2 前項の訓練は、現場で操作する者が参加したものでなければならない。

3 第1項の訓練により、洪水による樋門への逆流の防止または操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認められる場合は、本操作規則を変更するものとする。

(記録の作成と保存)

第16条 管理者は、樋門及び機場の操作に関する事項については、記録を作成し、保存するものとする。

(その他)

第17条 本操作規則に定めるもののほか、樋門及び機場の操作に関し必要な事項は、管理者の定めることによる。

附 則

本操作規則は、令和5年12月1日から施行する。

黄檗排水機場排水機等点検整備要領

(目的)

第1条 この要領は、排水機場等の持つ機能を十分発揮できるよう、排水機等を操作するため必要な機械器具等について、点検整備を行うことを目的とする。

(点検整備)

第2条 点検整備は、月1回以上行うものとする。

(点検内容)

第3条 点検整備内容は、次に掲げるものとする。

1. 沈砂池流入ゲート

- ① 開閉状況 ② 水密状態 ③ 塗装状況 ④ 戸当たり状況 ⑤ 給油脂
- ⑥ 巻上装置 ⑦ 操作装置

2. 会所ゲート

- ① 開閉状況 ② 水密状態 ③ 塗装状況 ④ 戸当たり状況 ⑤ 給油脂
- ⑥ 巻上装置 ⑦ 操作装置

3. スクリーン

- ① 除塵機運転状況 ② 沈砂掻上機運転状況 ③ し渣搬出機運転状況
- ④ 沈砂搬出機運転状況 ⑤ し渣等集積状況

4. 主排水ポンプ

- ① 運転状況 ② 軸受部

5. 重油機関

- ① 運転状況 ② 燃料系統 ③ 潤滑油系統 ④ 吸排気系統 ⑤ 冷却系統
- ⑥ 始動系統 ⑦ 操作系統

6. 減速機

- ① 作動状況 ② 冷却系統 ③ 潤滑油系統

7. 吐出ゲート

- ① 開閉状況 ② 水密状態 ③ 塗装状況 ④ 戸当たり状況 ⑤ 給油脂
- ⑥ 巻上装置 ⑦ 操作装置

8. 大八木島排水樋門

- ① 開閉状況 ② 水密状態 ③ 塗装状況 ④ 戸当たり状況 ⑤ 給油脂
- ⑥ 巻上装置 ⑦ 操作装置 ⑧ 施錠状況

9. 補機類その他

- ① 燃料給油装置 ② 天井走行クレーン ③ 高架水槽 ④ 雨量計 ⑤ 燃料系統

10. 付属設備

- ① 樋門管理橋の状況 ② 階段等の状況 ③ 監視機器の状況 ④ ポンプ棟の状況
- ⑤ 非常用誘導灯 ⑥ 電動シャッター ⑦ 屋内照明設備 ⑧ 入口ゲート
- ⑨ 外周フェンス

11. その他必要な個所の点検整備

(報告)

第4条 点検整備を行った結果、施設に異常が認められたもの又は修繕を要するものについては、直ちに宇治市長（以下、「管理者」という。）に報告するものとする。

(点検整備の記録)

第5条 点検整備を行った時は、黄檗排水機場機械器具点検表にその結果を記載し、管理者に報告するものとする。

(記録の保存)

第6条 管理者は、点検整備の記録を整備し、これを保存するものとする。

(雑則)

第7条 管理者は、この要領を施行するため必要がある事項は、管理者が定める。

黄檗排水機場機械器具点検表

点検年月日 令和 年 月 日 点検者氏名 印

記入印 ○ : 異常なし × : 不良不調 A : 調整修理

1. 沈砂池流入ゲート

点検内容	号機	
	No.1	No.2
開閉状況		
水密状態		
塗装状況		
戸当たり状況		
給油脂		
巻上装置		
操作装置		

2. 会所ゲート

点検内容	号機	中間流入	
		合流	
開閉状況			
水密状態			
塗装状況			
戸当たり状況			
給油脂			
巻上装置			
操作装置			

3. スクリーン

点検内容	号機	
	No.1	No.2
除塵機運転状況		
沈砂搔上機運転状況		
し渣搬出機運転状況		
沈砂搬出機運転状況		
し渣等集積状況	し渣	沈砂

4. 主排水ポンプ

点検内容	号機		
	No.1	No.2	No.3
運転状況			
軸受部			

5. 重油機関

点検内容	号機	自家発電	
		No.1	No.2
運転状況			
燃料系統			
潤滑油系統			
吸排気系統			
冷却系統			
始動系統			
操作系統			

6. 減速機

点検内容	号機		
		No.1	No.2
作動状況			
冷却系統			
潤滑油系統			

7. 吐出ゲート

点検内容	号機	
	No.1	No.2
開閉状況		
水密状態		
塗装状況		
戸当たり状況		
給油脂		
巻上装置		
操作装置		

8. 大八木島排水樋門

点検内容	号機	
	No.1	No.2
開閉状況		
水密状態		
塗装状況		
戸当たり状況		
給油脂		
巻上装置		
操作装置		
施錠状況		

9. 補機類その他

点検内容	号機
燃料給油装置	
天井走行クレーン	
高架水槽	
雨量計	
燃料残	ℓ

10. 付属設備

点検内容	号機
樋門管理橋の状況	
階段等の状況	
監視機器の状況	
ポンプ棟の状況	
非常用誘導灯	
電動シャッター	
屋内照明設備	
入口ゲート	
外周フェンス	

特記事項(不良不調状況、修繕状況等)

黄壁排水機場操作記録簿【非定常時】

整理番号

施設コード	a	b	c	d	e	f
機場名	黄壁排水機場					

担当責任者

印

(雨量計最大: mm/10分)

令和 年 月 日 () (天候:)

記録者氏名

印

運転方式	通常運転				管理運転				非常電源運転												燃料残量		
	総運転排水量(No.1,2 120m ³ /min, No.3 30m ³ /min)				m ³				ポンプ井水位		流入渠水位		宇治川水位		非常電源稼働時刻		非常電源停止時刻		No.2ポンプ			No.3ポンプ	
操作時刻 日 時 分	開度 %	水位 m	操作時刻 日 時 分	開度 %	水位 m	稼働時刻 日 時 分	停止時刻 日 時 分																
吐出ゲート操作												ポンプ操作											
中間流入会所ゲート操作												合流会所ゲート操作											

(特運 記事状況)	コムの状況 (した)
----------------	-----------------